

随意契約理由書

1 案件名称

もと阿倍野サービスステーション建築電気設備改修に伴う既設設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 沖電気カスタマアドテック

3 随意契約理由

本工事は、大阪府咲洲庁舎及び田辺営業所の既設電話交換設備を改造、移設することにより、もと阿倍野サービスステーションの電話交換設備を構築するものです。

改造、移設する電話交換設備は、(株) 沖電気カスタマアドテックが独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの全体システムの構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要となります。

既存設備を含んだ全体システム構成の把握及び施工時の設備影響範囲を熟知した、既設製造業者である(株) 沖電気カスタマアドテック以外では全体システムの改造を行うことができません。また、この当該設備の開発を行っている業者以外の業者が履行し、障害が発生した場合、原因の特定が困難になるなど、著しい支障が生じる恐れがあります。以上のことから、本工事を実施できる業者は(株) 沖電気カスタマアドテックのみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 東部合同庁舎ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

ガス工事の設計、施工及び維持管理等については、ガス事業法により、同法第 17 条第 1 項に基づき許可された者(大阪瓦斯株式会社)が定める規定(供給約款)並びに許可された工事単価により施工するものと定められている。

このため、本契約は、競争入札に適しないものをするときに該当します。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局 工務部 施設課 (06-6616-5546)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場第1取水口高圧送電ケーブル復旧工事

2 契約の相手方

株式会社きんでん

3 随意契約理由

本工事は、淀川左岸の第1取水口の高圧送電ケーブル（浄水場構内取送水ポンプ場から第1取水口までの間）で発生した地絡事故に伴い、不具合か所の特定及び復旧工事を行うものである。

現在、第1取水口の制水扉は、ケーブルの不具合により通電していないため、取水量の調整については、第2取水口にて行っているが、台風や大雨により夜間・休日に第1取水口の制水扉を操作する必要性が生じた場合及び第2取水口が機能停止となり取水量の調整を第1取水口で行うことになった場合には、職員が人力で行うこととなり、浄水処理に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、早急に不具合か所の特定及び復旧工事を行う必要がある。

また、当該ケーブルの全長は約1kmあり、敷設場所は淀川左岸、大阪広域水道企業団浄水場構内、公道、水道局庭窪浄水場構内にわたる広範囲であること、ケーブルは地中埋設配線であることから、具体的な不具合か所の特定に至っておらず、不具合か所を特定するには、専用の測定装置を用いた調査が必要となる。

よって、当局における施工実績のある9者にヒアリングを行い、不具合か所の特定に必要な資機材を常備していると回答のあった3者から提出された見積を比較したところ、上記業者が最も安い価格であった。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施工令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 維持担当（電話番号06-6907-4423）